

**『英文 EPC 契約の実務』  
お詫びと訂正**

本書におきまして、以下のように誤りがございました。お詫び申し上げますとともに、次のとおり訂正いたします。

中央経済社

該当箇所	誤	正
P128<支払の効果>および【例文の構造図】の英文	No payment made to the Contractor by the Owner hereunder … … and shall <u>not</u> relieve the Contractor from any of its obligations ……under this Contract.	No payment made to the Contractor by the Owner hereunder … … and shall relieve the Contractor from any of its obligations…… under this Contract. (notが不要)
P178 (3) 上から7行目	オーナーに知らせてもらえない限り	オーナーから知らせてもらえない限り
P218<コントラクターが責任を負わない第三者の知的財産権侵害> 和訳の上から4行目	コントラクターによって提供された、または許諾された他の機器	コントラクターによって提供され <u>ない</u> 、または許諾され <u>ない</u> 他の機器
P390【準拠法のポイント】の②の回答	② <u>第三国</u>	② <u>自国</u> 、または第三国